

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社シエロ（以下「甲」という。）と株式会社シエロ労働者代表（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次の通り協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で別表1に掲げる業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

2 対象従業員については、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等の為、本労使協定の対象とする。

3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情が無い限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表2の地域指数を乗じたものとする。

（一）

(1) 「アパレル販売」における比較対象となる同種の業務に従事する一般労働者の職種は、【令和8年度適用】労使協定方式（労働者派遣法第30条の4）「同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準」について（以下「通達」という。）別添2に定める「04507 衣料品販売店員」とする。

(2) 「飲食店従業員」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添1に定める「1403 飲食物給仕係」とする。

(3) 「事務」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添2に定める「03401 一般事務員」とする。

(4) 「キitting」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添2に定める「09802 ピッキング作業員」とする。

(5) 「コールセンタースタッフ」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添2に定める「036 電話・インターネットによる応接事務の職業」とする。

(6) 「携帯ショップ店員・家電量販店内販売店員」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添2に定める「04510 電気機器販売店員」とする。

(7) 「各種セールスプロモーション」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添2に定める「04504 総合小売販売店員」とする。

(8) 別添1で定める職種のいずれにも該当しないものは別添2に定める職種を適用するものとする。

- (二) 能力・経験調整指数は、対象従業員の派遣職種における経験年数を採用する。
- (三) 地域調整については、通達表 2 に定める都道府県別調整指数を用いるものとする。
- (四) 対象従業員の時間外労働手当、深夜・求人津労働手当は、法律の定めに従って支給する。
- (五) 基本給が地域の最低賃金を下回った場合には、基本給は最低賃金同等またはそれ以上とする。

(通勤手当)

第 4 条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。ただし、通勤方法が徒歩・自転車または同居人との自動車の相乗り等、実質通勤経費がかからない場合、また居住地より就業先迄の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによる。）が片道 2km 以内であるものを除く。なお、1 日の上限は 700 円、1 ヶ月の上限は 14,000 円迄とする。

(退職手当決定時の比較対象)

第 5 条 退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な額」については、通達の第 3 の 4 に定める合算により比較する方法とし、当該額を別表 1 に定める額に 5% を乗じた額（1 円未満の端数切り上げ）とする。

(賃金の決定に当たっての評価)

第 6 条 基本給の決定は、年次で実施する勤務評価面談を活用する。

勤務評価の方法は派遣従業員を担当しているコーディネーターにて下記の通り実施する。

- (1) 派遣先企業より評価・能力を聴取
- (2) 派遣従業員との面談

勤務評価の結果、経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、その程度に応じて基本給額を昇給させることとする。

(賃金以外の待遇)

第 7 条 教育訓練（次条）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第 30 条から第 36 条までの規定を準用する。

(教育訓練)

第 8 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」に従って着実に実施する。

(その他)

第 9 条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第 10 条 本協定の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日迄の 1 年間とする。

株式会社シエロ 代表取締役 天堀 忠博

株式会社シエロ 労働者代表 東坂 優香

別表 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給の関係)

表 1 賃金構造基本統計調査を基準値とした一般基本給・賞与の額

| | 基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値 | | | | | | |
|-------------------------|-------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 0年 | 1年 | 2年 | 3年 | 5年 | 10年 | 20年 |
| 1, 衣料品販売店員 | 1, 179 | 1, 342 | 1, 436 | 1, 471 | 1, 575 | 1, 682 | 2, 092 |
| 退職金 (5%) 上乘せ後 | 1, 238 | 1, 410 | 1, 508 | 1, 545 | 1, 654 | 1, 767 | 2, 197 |
| 2, 飲食物給仕係 | 1, 118 | 1, 272 | 1, 362 | 1, 395 | 1, 494 | 1, 595 | 1, 983 |
| 退職金 (5%) 上乘せ後 | 1, 174 | 1, 336 | 1, 431 | 1, 465 | 1, 569 | 1, 675 | 2, 083 |
| 3, 一般事務員 | 1, 122 | 1, 277 | 1, 367 | 1, 400 | 1, 499 | 1, 601 | 1, 990 |
| 退職金 (5%) 上乘せ後 | 1, 179 | 1, 341 | 1, 436 | 1, 470 | 1, 574 | 1, 682 | 2, 090 |
| 4, ピッキング作業員 | 1, 175 | 1, 337 | 1, 431 | 1, 466 | 1, 570 | 1, 677 | 2, 084 |
| 退職金 (5%) 上乘せ後 | 1, 234 | 1, 404 | 1, 503 | 1, 540 | 1, 649 | 1, 761 | 2, 189 |
| 5, 電話・インターネットによる応接事務の職業 | 1, 236 | 1, 407 | 1, 505 | 1, 543 | 1, 651 | 1, 764 | 2, 193 |
| 退職金 (5%) 上乘せ後 | 1, 298 | 1, 478 | 1, 581 | 1, 621 | 1, 734 | 1, 853 | 2, 303 |
| 6, 電気機器販売店員 | 1, 169 | 1, 330 | 1, 424 | 1, 459 | 1, 562 | 1, 668 | 2, 074 |
| 退職金 (5%) 上乘せ後 | 1, 228 | 1, 397 | 1, 496 | 1, 532 | 1, 641 | 1, 752 | 2, 178 |
| 7, 総合小売販売店 | 1, 164 | 1, 325 | 1, 418 | 1, 453 | 1, 555 | 1, 661 | 2, 065 |
| 退職金 (5%) 上乘せ後 | 1, 223 | 1, 392 | 1, 489 | 1, 526 | 1, 633 | 1, 745 | 2, 169 |

表 2 地域指数 (令和 8 年度適用)

| |
|------------|
| 北海道・・・94.8 |
| 青森・・・85.4 |
| ・ |
| ・ |
| ・ |
| 鹿児島・・・89.5 |
| 沖縄・・・89.5 |